令和５年度調査研究実施要項

久留米市教育センター

１　目的

久留米市教育センター設置条例施行規則第３条第３項及び第４項に基づき、市立の小・中・高等（三井中央を含む、以下同じ）・特別支援学校と連携した調査研究を行い、久留米市教育振興プランの目標達成のための課題解決を図る。

２　基本方針

（１）市立の小・中・高等・特別支援学校との連携

○　課題解決にむけて、市立小・中・高等・特別支援学校に調査協力を依頼し、実態や事例を収集することで、実践的な研究を行う。

○　調査研究員（調査研究校を含む、以下同じ）に対しては、委嘱状を交付する。

（２）研究内容の決定

○　研究内容の決定にあたっては、本研究の目的を鑑み、久留米市教育振興プランの目標達成に向けた行政施策をふまえ関係各課及び小・中・高等・特別支援学校の校長会と協議の上、教育センターにて決定する。

（３）推進体制

○　委嘱された研究主事は、必要に応じて、調査研究員に研究構想等の提案や実践に対する助言・支援を行い、研究を推進する。

○　調査研究員は、研究構想に基づき、研究計画等の作成を行うとともに、実態調査・分析、検証授業等の実践を行い、研究内容を検証する。

○　研究推進にあたっては、調査研究員に加え、必要に応じて市立の小・中・高等・特別支援学校の効果的な取組やデータを収集する。

○　研究にあたっては、教育センター、学校教育課、教育ＩＣＴ推進課、教職員課、教育部総務、学校保健課等が連携して、グループによる指導体制を構築し推進する。

（４）研究計画

○　調査研究は１年を一区切りとして研究を進め、研究の成果と課題については、２月の「久留米市教育センター研究報告会」において報告する。

（５）研究成果の普及

○　研究成果については、調査研究報告書をまとめるとともにリーフレット等の成果物を作成して、市内各学校へＰＤＦデータを配布する。

○　調査研究報告書は、実践を２事例以上掲載誌、文字サイズ 10.5P、A4（44 文字×50 行）10 枚にまとめる。

３　内容・方法

（１）令和５年度調査研究内容

No.	調査研究の主題、目的	担当課
１	教育ＩＣＴ活用研究班 「１人１台端末時代における情報モラル教育」 ～デジタル・シティズンシップ教育の授業実践を通して～ ＩＣＴ端末の前向きな活用を主として、テクノロジーの善き使い手を育むために、批判的に考え、責任を持ってテクノロジーを使用し、学習や創造に参加することができる、デジタル・シティズンシップ教育を軸とした新しい情報モラル教育の在り方を授業実践を通して究明する。	教育ＩＣＴ推進課 教育センター
２	人権・同和教育研究班 「人権感覚を育成する人権・同和教育の視点に立った授業の在り方」 ～人権教育を通じて育てたい資質・能力（技能的側面）を位置づけた授業づくり～ 子どもの実態把握をもとに、さまざまな状況によって課題を持たされている子どもを中核にすえ、学習理解力とともに、人権感覚を高めるために、教科等の本質を踏まえた授業づくりを究明する。	学校教育課人権・同和教育チーム 教育センター
３	特別支援教育研究班 「ＩＣＴを効果的に活用した知的障害学級の授業づくり」 ～実態及び学習活動に適したＩサポの位置付けを通して～ 知的障害学級における児童生徒の学習理解の定着を図るために、学習活動に応じてＩＣＴによる効果的な支援（Ｉサポ）を行い、教科等の指導効果を高め、障害による学習上の困難さを改善・克服するための授業づくりを究明する。	学校教育課特別支援教育チーム 教育センター 教育ＩＣＴ推進課
４	「総合的な学習の時間」研究班 「地域に対する『誇り』と『愛情』を育む総合的な学習の時間『くるめ学』」 ～探究的な学習における協働的な活動の位置付けを通して～ ふるさと久留米に対する「誇り」や「愛情」を育むために、久留米のひと・もの・ことを教材化し、段階的に協働的な活動を位置付けた探究的な学習の授業づくりについて究明する。	教育センター 学校教育課指導チーム

（２）研究班開催日・時間

○　原則として年間５回の定例会を通して研究する。
　※　辞令交付式・研究報告会は含まない。

○　定例会の時間は、１４時２０分～１６時５０分を原則とする。
　ただし、研究班の実情に応じて任意に班会を設定することができる。

○　やむを得ず定例会を欠席する場合は、教育センター及び担当の研究主事に事前に連絡し、必要に応じて個別に調査研究日を設定する。

○　研修員は、可能な限り「福岡県教育研究所連盟研究発表会」に参加する。

４　年間計画

回	期　日	研修形態	研修内容	研修場所
	５月１６日(火)	全体会	辞令交付式	教育センター
			研修オリエンテーション 講義「研究の進め方について」 教育センター　指導主事	
		班会	研究構想等について	
１	６月１２日(月)	班会	実践Ⅰの検討	教育センター等
２	８月　７日(月)	全体会	中間報告会（所内）	教育センター等
３	９月２６日(火)	班会	実践Ⅱの検討	教育センター等
	１１月１４日(火)	第５２回福岡県教育研究所連盟研究発表協議会 (可能な限り)		福岡県教育センター
４	１１月２８日(火)	全体会	講義「プレゼンテーションの作成について」 教育センター　指導主事	教育センター等
		班会	調査研究報告書の方向性の検討	教育センター等
５	１月２４日(水)	全体会	調査研究報告の内容審議（所内）	教育センター等
	２月２２日(木)	全体会	久留米市教育センター研究報告会・修了式	教育センター等

※　各調査研究班にて具体的に計画する。

５　調査研究修了者の基本研究等における免除規定

○　中堅教諭等資質向上研修においては、授業研修報告書（研究授業を含む）または課題研修報告書のいずれかの提出を免除する。

※　教科・領域等において調査研究を行った場合、研修計画書その２（研究授業の＜１回目・２回目の学習指導案を含む＞）、研修報告書その１（授業研修）の提出を免除する。

※　教科・領域等以外で調査研究を行った場合、研修計画書その３（課題研修）、研修報告書その２（課題研修）の提出を免除する。

○　中堅教諭等資質向上研修を既に修了したものについては、エキスパート教員研修において「研修を実施する必要がないと認める者」に加える。